

平成19年度 第8回埼玉県NPO懇話会 会議録要旨

平成20年3月4日(火)

10:00~12:00

埼玉県知事公館

2階 中会議室

出席者

野島委員(座長)、松本委員(副座長)、秋元委員、望月委員、村重委員、安田委員、鷺巣委員、真下委員

1 平成20年度NPO元気なまちづくり助成事業募集要項(案)について

事務局説明

鷺巣委員

行政の施設をNPOに貸してオフィスにする場合は申請できるのか。

事務局

市町村の事業として行うものでなければ申請の対象となる。

望月委員

例えば、塾などで、親もそこで何らかの学習活動の手伝いをしている状況があった場合、それをNPO法人が子育てサロンとして新たに事業化して、改築するために申請を行うことは可能なのか。

このような判断の難しい事例は、実際に申請があってもおかしくないはずだ。

事務局

募集要項5-Iのように、既存の施設を改修して新たな住民交流機能を追加する場合というのは、例えば、「地域を活性化するための映画館をつくる」など、非営利目的のためであることが前提である。

改修することによって、非営利目的の新しい拠点機能を追加するのであれば申請は可能だが、既に実施している事業の場合は、申請することは出来ない。

新たに法人の事業として行うことになるのなら、申請の対象となる。

望月委員

営利活動と非営利活動が同じスペースで行われている場合、これを行政が判断することは出来ないのではないか。

もし、1日中非営利活動のみを行うスペースであることが申請の条件だとしたら、該当するNPOは極めて少ない。多くのNPOは、NPO活動と日常生活が混在している状況が多く、NPO活動と日常生活の境界線を定めるのも難しいことである。

野島座長

特に福祉分野のNPOの場合、生活スペースとNPO活動が混在している自宅を活動拠点としているケースも多い。

望月委員

基準が不明確なことにより、正直に申請している人のほうが損をするようなことにならないでほしい。

事務局

当課の考えていた事務所のイメージは、NPO活動専用という捉え方であった。

生活空間と混在している場合については、申請者にマニフェストシートの中で示してもらうことで、申請が出来るようにしたい。

スペースの活用については、1日中とは言えないが、少なくとも、一定割合を本来の機能で活用していただかないと、税金の適正な活用とは言えなくなる。

秋元委員

NPOの立場としては、「今年は申請できないが来年は申請してみたい」等、計画的に考えることが出来るので、この事業は単年度なのか複数年度なのか、募集要項に明記すべきである。

事務局

この事業は、拠出された資金を活用するものなので、少なくとも来年度は実施できるのだが、単年度なのか複数年度なのかの明記は難しい。

望月委員

単年度事業だと、書類審査を通過してしまえば良くなってしまう危険性がある。

また、事業を途中で辞めてしまい、他の目的に使用してしまう団体も出てくる可能性がある。長期にわたるしっかりとした検証が必要である。

事務局

申請団体には、最低限5年は使っていただく予定である。その間、助成団体の施設を訪問し現地確認する。

安田委員

募集要項7頁中に「事業実施期間中に現地調査をさせていただきます」とあるが、4頁では、事業の実施期間（助成対象期間）が1年間と記載されている。5年間現地確認を行うこととは内容が合っていないので、7頁の該当箇所の記載内容を改める必要がある。

村重委員

事業実施期間中に虚偽もしくは不正な申請をさせないようにするため、「(虚偽または不正に対しては)返金していただく」等の表現を募集要項の中に明記すべきである。

事務局

それらについては、修正及び明記すべき方向で検討する。

2 平成20年度NPO協働提案推進事業募集要項(案)について

事務局説明

望月委員

従来の協働提案推進事業と異なり、委託から補助へ変更することだが、この変更はこの事業の在り方そのものに関わる根本的なことである。NPO側から提案した場合、予算の1/5を負担するのは条件として理解できるが、それならば、行政からのテーマ提案についても、担当課が1/5を費用負担することになるのか。もしそうでないのであれば、不平等ではないか。

事務局

今回の趣旨は、担当課からテーマを設定してもらい、実際の協働の場面では、当事者の一方であるNPOにも相応の費用負担をしてもらうということである。

望月委員

全額補助ではないのであれば、一種の助成事業と言える。協働提案推進事業というタイトルも替えたほうが良い。

NPOは、1/5でも負担するのは大変なことである。特に収入のないNPOではやっていけない。協働提案推進事業とは、NPOと行政と一緒に事業をつくり上げていくものであるが、これでは、これまで築いてきたものとは異なった性質のものになってしまう。

秋元委員

今回のやり方では、NPOが人件費を切りつめて事業実施せざるを得なくなる等、行政との間で不公平が生じるのではないか。

安田委員

行政とNPOが対等なパートナーであるならば、事業実施も経費も対等であるべきなのは確かである。

ただ、今までの100%委託料で行政から「いっしょにやろう」というやり方から、「補助金のほうがNPOには使いやすいが、補助できるのは4/5まで」というやり方に変えるのは、対等なパートナーという考え方に合致しているのだろうか。

望月委員

予算総額が600万円より少なくても良いから、NPOに100%補助するほうが、良かったのではないか。

事務局

当初、来年度この事業を実施するにあたり、必要なものには100%近く補助するような仕組みを前提として計画を立てた。しかし、庁内で、「本来のパートナーであれば、行政のみが100%

抛出するのはおかしい」との意見があった。「NPOは人件費の持ち出しなどが発生している」と説明し調整に努めたが、事業化にこぎ着けるため、最終的な妥協点として、補助率を4/5に設定することでぎりぎりの終着となった。

NPOに1/5の費用負担を求めるのは大変なことは承知している。しかし、県からの委託の形式では不可能だった事業収入を得ることが可能となる等、何とか工夫をお願いしたい。

望月委員

「協働であれば費用負担も半々」と考えるのは、行政の勝手な論理である。そうであるならば、行政職員も休日にも事業に参加すべきである。NPO活動推進課には、せめて来年以降も4/5の水準を維持できるよう努力してもらいたい。

鷺巣委員

川口市では、基金を活用した助成事業費を増額要求したところ、庁内で補助率を全額から9/10に変更させられたことがある。委託の場合、責任の所在は行政となるが、助成の場合、責任の所在はNPOとなる。だから助成金が全額にならないのは理解できる。しかし、基金を行政が使う場合は全額活用できて、市民が活用する場合は9/10となるのは、不公平さを感じる。だから、来年度は県とは逆に、助成事業ではなく委託事業に切り替えようと考えていた。

事業で活用する埼玉県NPO基金が県民のためのものである、という考えをこれからも貫いていかないと、単なる助成事業という扱いとなり、徐々に補助率は下げられてしまうのではないか。

県がなぜ委託から助成に変更したのか理由を知りたい。

事務局

行政からNPOに丸投げになってしまったら協働とは言えなくなるのだが、これまで、委託の形態が本当に協働になっているのか疑問といえる事例もあった。

来年度は、企画段階から行政とNPOと一緒に取り組むプロセスを含めたことと、NPOからも費用負担をすることで対等性を持たせたことに特色がある。

埼玉県NPO基金の活用については、ステップアップ事業でも補助率を下げる方向にはなっている。埼玉県NPO基金の残額が目減りする中で、基金事業を継続してやっていくためには、補助率を下げることは仕方ない面もある。

望月委員

これまで、埼玉県NPO懇話会では、行政とNPOと一緒にやっというプロセスを協働提案推進事業の企画の中で作ってきた。庁内の流れを変えられないのであれば、一緒にやっというプロセスを事業の目玉にする等も必要である。募集要項のどこかに、この事業のミッション的なものを掲げて、費用負担のマイナスイメージをカバーすべきである。

事務局

来年度の事業では、担当課とNPOの考え方のちがいを少しでも解消するために、NPOからの申請段階での担当課との話し合いや、事前相談会を開催するなど、事業の精緻化を図る予定である。

望月委員

協働提案推進事業の求める理念を、募集要項にしっかり明記してほしい。

村重委員

これまでは県事業として委託の形態を取ってきたが、これからは役割分担を明確にした補助となる。その場合、NPOは収益事業を行って良いのか。

事務局

事業の中で、参加料などの対価を得ても良いことになる。

松本委員

NPOと担当課は、NPOからの自由提案の場合「事前打合せを推奨する」と記載されており、行政からのテーマ提案の場合「事前打合せを要する」と記載されている。これは逆ではないか。

事務局

NPOからの自由提案では、担当課との事前打合せの中で、担当課から協働出来ないと判断されてしまったら、それ以降の発展は期待できなくなってしまう。また、NPOからのアイデアの独自性を生かすためにも、事前打合せを必須とすべきではないほうが良いと考えている。

一方、行政からのテーマ提案については、NPOに行政側の趣旨を理解していただく必要があるので、事前打合せを必須とした。

松本委員

自由提案では、事前打合せがあくまでも「推奨する」なので、全く事前打合せをしたことのないNPOから応募があり、選考も通過して、いざ打合せしてみたら決裂してしまった、という可能性もあるのではないか。

事務局

提案が採択されるまでに、事業担当課へ意見照会する機会が2度ある。NPO活動推進課がコーディネートしながら、担当課へ意見照会することでその部分はカバーするよう努めていく。

望月委員

協働提案推進事業というのは、行政とNPOが担当課で認められなかった予算の代替手段として「出来レース」的なものに利用されることもあり、これから増える可能性もある。

NPO活動推進課には、予算確保の手段とはとても思えない、夢のある提案を採択すべきであることを、将来にわたって引き継いでもらいたい。

事務局

採択された事業は、モデル事業的な位置付けなので、モデルにふさわしい事業が採択される仕組みを工夫していきたい。

鷲巣委員

委託から補助の流れは全国的な傾向なのか。

事務局

近隣都道府県だと、神奈川県は補助、千葉県は協働形態をNPOが選択できる方式だが、全国的な傾向は様々である。

ただ、今年度の協働提案推進事業の中には、委託より補助のほうがより良い協働事業となっていたのではないと思われるものがある。補助の場合、事業にもよるが、人件費をきちんと計上しやすくなる。NPOから主張しやすくなる等のメリットもある。

今回は補助率が4/5で一律という問題があるが、事業の中身にふさわしい財政支援形態という視点で言うと、県主導の委託よりもNPOにもかなり自己主張の出来る補助方式のほうが両者にとってやりやすいのではないかと感じている。

野島座長

委託から補助になることで、今後は、NPOからの主張がしやすくなることも考えられる。両者のバランス関係が変化し、より良い協働関係が構築できるようになるのではないかと。

また、最終的な成果をどう分け合うかについては、NPOが負担した分は確実にNPOに帰属するような具体的な協定も生まれてくるであろう。

3 平成19年度NPO協働提案推進事業の公開事業報告会について

事務局説明

秋元委員

決算報告書等の報告は別途あるのか。

事務局

決算報告書は、精算が完了した団体でなければ配布できないので、当日は、全団体から事業結果をまとめた概要を用意してもらおう。各団体の可能な範囲でやってもらおう。

鷺巣委員

今年度協働提案推進事業の中で作成された「川越きもの散歩」の冊子は、委託事業なので県に納品されるのか。

事務局

その通りである。